

令和3年12月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年12月21日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第8会議室
- 3 開会時刻 9時32分
- 4 閉会時刻 11時13分
- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
副局長 落合 嘉朗
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 宮村 進一
生涯学習部長 高梨 信行
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
行政課長 松西 孝子
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
県立学校人事担当課長 師岡 健一
厚生課長 信太 雄一郎
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 古島 そのえ
生涯学習課長 河田 貴子
文化遺産課長 菅原 一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会12月定例会 会議日程

日時 令和3年12月21日（火）
9時30分から
場所 神奈川県庁新庁舎9階
議会第8会議室

1 議事

日程第1

定教第44号議案 人事案件について
定教第45号議案 人事案件について
定教第46号議案 人事案件について

日程第2

請願第5号 「教科書採択の日程等について（請願）」について

2 協議・報告事項

報告1 令和3年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について
報告2 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について
報告3 県指定天然記念物及び名勝について

教育委員会12月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会12月定例会を開会します。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に笠原委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題としましては、日程第1として「人事案件について」ほか2件の付議案件がございます。
また、日程第2として「教科書採択の日程等について（請願）」についての請願がございます。
さらに、協議・報告事項として「令和3年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について」ほか2件の報告がございます。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第44号議案から定教第46号議案までの各議案は、人事に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
それでは、日程第2の請願第5号に入りたいと思います。

請願第5号 「教科書採択の日程等について（請願）」について

陳述者 木上和高

説明者 古島子ども教育支援課長

教育長 請願第5号につきましては、請願者から事情の陳述の希望がございます。陳述時間については、会議規則第39条第1項で「教育長の許可する時間内において、請願に関して事情を述べることができる」と定められております。つきましては、陳述時間をこれまでと同様5分以内ということで認めるとともに、説明資料等があれば、その配付についてもこれを認めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、陳述者を席にご案内ください。今、資料を配付させていただきます。
事情の陳述の前に確認させてください。請願第5号を提出し、陳述を希望されている「教育を良くする神奈川県民の会」運営委員長の木上和高さんでよろしいでしょうか。

陳述者 はい。

教育長 それではこれから事情の陳述をお話しいたしますが、5分以内ということでお願いいたします。残り時間が表示されますので、適宜確認していただきながら、お話しいただければと思います。
それでは、請願第5号「教科書採択の日程等について（請願）」について」どうぞお話しください。

陳述者 今日は、このような場を与えていただきましてありがとうございます。
今日、お配りさせていただきました日程表、これに基づきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。この日程表は、昨年、令和2年度の中学校の教科書採択が行われたときの日程を、私どもで調べた内容を日程表にしたものです。文部科学省、それから県の教育委員会、各地区の教育委員会という三つに分けて日程を示しています。文部科学省は、3月24日に教科書検定結果を公表、27日に教科書の採択通知を発出しております。そして、採択の締切としては8月31日が教科書採択期限、9月16日が教科書の需要数の報告期限です。この二つの期限は、いずれも法律に基づいて決められている期限です。これに対して、県の教育委員会の日程ですが、4月9日に教科書選定審議会に諮問をされました。この答申を受けて、28日に教科書採択方針を決定、それから6月12日に教科書の調査研究資料を決定されました。県教育委員会の設定している期限は、8月14日が教科書の需要数報告期限、9月14日が教科書採択結果の報告期限です。これに対して、各地区の教育委員会がどのような日程で決めたかという、3月中に方針を決定した教育委員会が三つ、23日、24日、26日、これは1市2町です。その後、4月13日から5月中旬にかけて、各教育委員会が採択方針を決定しています。ほぼ4月中に決めたものと、5月で決めたもので半々ぐらいになります。採択の決定は、7月21日から8月の第1週ぐらいにかけて、7月中に16地区、これは教育委員会の数では24です。それから、一番遅かったのは川崎市ということになります。これで見ますと、方針を決定するところで、県の教育委員会が方針を決定されるよりも早く、方針を決定されているところはかなりあります。半数以上あります。これについては、教科書の無償措置法（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律）では、この教科書採択に対して、都道府県教育委員会の任務として、各市町村を指導、助言、援助すると。これは計画をつくり、実施する上で指導、助

言、援助しなければならない。それから各採択地区は、都道府県教育委員会の指導、援助の下に採択を行うとなっておりますので、先に方針を決めてしまうというのは、この法律の趣旨を十分活かされていないということになります。それから最後の締切のところについては、本来、法律では、採択は8月31日までに行えばいいわけですが、それより1か月ぐらい早く、7月中に決めているところがたくさんあります。この理由は、8月14日が県の教育委員会が決めている需要数報告期限になっているからではないかと。これは、法律上9月16日までに文部科学省に報告すればよいわけですから、そういう意味では1か月ぐらい早いわけです。

したがって、私どもの請願の趣旨、まず第1は、この8月14日の期限を9月1日以降に遅らせていただきたい。さらに、県教育委員会が決めている教科書の方針の決定を半月ぐらい早めていただけないだろうか。その上で、各市町村の教育委員会に対しては、採択方針を決定するときに、県の採択方針を是非参考にした上で、採択に当たっては、8月末までの期間を十分に活用して、より教科書の調査研究の充実を図ってもらいたいというふうに、是非、指導、助言、援助をしていただきたいというのが、今回の私ども請願の趣旨でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございました。今、請願第5号につきまして、その請願趣旨等をお話いただき、また、採択日程、国と県教育委員会と市町村教育委員会、それぞれの日程を令和2年度ということで、お示しいたきました。

何か委員の皆様方でご質問があれば、この場で頂戴したいと思います。特によろしいですか。

少し私からお話を聞かせていただきたいのですが、各採択地区、教育委員会、どの程度のいわゆる調査研究の期間があればということで、もし何かお考えがあれば教えていただきたいのですが。

陳述者

それは、どれぐらい必要ですかというのを、私どもは各教育委員会にお聞きしたわけではありませぬので、よく分からないのですけれども、ただ、文部科学省のこの日程を見れば、この空白になっている期間、4月から8月ぐらいまで、これが県の教育委員会並びに市町村の教育委員会に与えられた採択期間ということになります。そうすると、私どもにとってみると、できるだけその期間を十分、実際に教科書を調査研究する各市町村の教育委員会、もちろん県の方から選定資料をお出しいただいて、それをもちろん現場でも参考にさせていただいているというふうに思うわけですが、そういう意味では、できるだけ長くとった方がいいのではないかと。教科書の見本本も、これは5月の中旬ぐらいに各教育委員会に到着していると思いますので、どこもこの見本本が到着したらすぐ実務に入れるようにと思って、できるだけ早くに方針を決めてしまおうとされると思うのです。この中で、特に3月中に決めているところは、文部科学省の通知よりも早いわけで、どうしてこんなに早くしなければいけないのかというのを、私どもも聞いたことはないのですけれども、いずれにせよ、この見本本が到着しないと実務は始まりませぬので、それぐらいまでに方針が決まっていれば、全体日程には支障がないのではないかと。その上で、この8月いっぱいまで。

文部科学省の調査によれば、この教科書需要数の報告期限を9月1日以降に定めている都道府県教育委員会は、全部で11あると聞いています。それから、市町村教育委員会で8月16日以降に採択を行っている。神奈川県の場合には、それは川崎市しかないのですけども、全国で394あると。これはいずれも大体、全体の4分の1程度なのです。4分の1弱ぐらいです。そうしますと、実際に9月1日以降に報告期限を遅らせているのは、恐らく既に他の都道府県で例がありますので、日程上それほど支障がないのではないかと。それから8月16日以降に決めている教育委員会というの、やはり4分の1程度あるというのが、9月1日以降に定めている都道府県の教育委員会が、その時期に採択をされているのではないかと。そうすれば、神奈川県でも各教育委員会の採択決定を1か月ないし半月ぐらい後ろずらしすることができれば、その間、教科書を調査研究できる期間がとれるのではないかと考えています。

教育長 分かりました。ありがとうございます。今、事情の陳述をお聞かせいただき、また私の質問に対しても、いろいろ実態論と制度論のところ、お話しいただいたのかなと思います。

これはお諮りさせていただきたいと思いますが、陳述いただいた点ですとか、配付された資料、これは事実に基づくものと確認はできておりませんが、そうしたものでしょうかと思っております。その辺と今、私の質問に対してお答えいただいた点、この辺をしっかりと斟酌させていただいた上で、慎重に審議をしたいと思っております。ということで、この請願第5号につきましては、継続して審議をさせていただくということで継続審議としたいと思いますが、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、請願第5号につきましては、継続審議という形にさせていただきます。どうもありがとうございました。

陳述者 ありがとうございました。

教育長 事務局から、ただいまの請願につきまして、何か補足で発言はございますか。

子ども教育支援課長 特にございません。

教育長 それでは、請願第5号につきましては、継続審議とさせていただきます。委員の皆様も、今のお話等を斟酌して、また審議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、次に協議・報告事項の報告1に移りたいと思います。

報告 1

令和3年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について

説明者 松西行政課長

行政課長

それでは、お手元の資料の赤色のインデックス報告1に沿い「令和3年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況について」ご報告いたします。本件は、県内の公立中学校及び義務教育学校の卒業予定者を対象に県教育委員会が実施した、「令和3年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望調査」をまとめたもので、調査期日、調査対象は、資料記載のとおりです。

集計結果のポイントとしては、2点あります。まず【ポイント1】ですが、高等学校等への進学を希望する生徒の割合が前年度より上昇したことです。表1の総括表をご覧ください。表1の左、区分の一番上、卒業予定者総数は67,081人で、前年度に比べ1,955人増加しました。そのうち、高等学校等進学希望者は64,898人で、卒業予定者総数に占める構成比は96.7%となり、前年度の96.6%に比べ0.1ポイント上昇しました。その内訳ですが、区分の上から3段目、高等学校（全日制）進学希望者の割合は90.1%で、前年度の90.8%に比べ0.7ポイント低下。その下の段、高等学校（定時制）進学希望者の割合は1.1%で、前年度に比べ変化なし。その下の段、高等学校（通信制）進学希望者の割合は3.7%で、前年度の2.8%に比べ0.9ポイント上昇しました。

2ページをご覧ください。【ポイント2】ですが、県内公立高等学校（全日制）への進学を希望する生徒の割合が前年度より低下したことです。表2をご覧ください。高等学校（全日制）への進学希望者の内訳ですが、表2の左、区分の上から3段目「県内 公立高等学校」への進学希望者の割合は77.4%で、前年度の78.3%に比べ0.9ポイント低下しました。一方「県内 私立高等学校」への進学希望者の割合は7.8%で、前年度の7.7%に比べ0.1ポイント上昇し、「県外 私立高等学校」への進学希望者の割合は4.3%で、前年度の4.3%に比べ、変化なしとなりました。概要は以上です。

お手元に「令和3年度 公立中学校等卒業予定者の進路希望の状況」として、調査結果全体をまとめたものをお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。なお、今回の調査結果については、11月26日に県ホームページで公表し、生徒たちへの進路指導の基礎資料として活用されております。

私からの報告は以上でございます。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では私から。全日制への進学希望者が前年度比で0.7%マイナスになっています。県内県外の私立学校を希望する生徒も若干増えていることもあると思いますが、主として、この0.7%のマイナスをどのようにお考えか、教えていただけないでしょうか。

高校教育課長 1 ページ目の総括表をご覧くださいますと、全日制の進学希望者0.7%減、それに対して、やはり通信制課程が大きく伸びている状況をご覧くださいかと思えます。0.9%の増ということで、卒業予定者数が1,955人増のうち通信制希望者の増加が614人ということでかなり大きな数字になっていると、そういう見方をしております。前回ご報告したときにも少し話題にはさせていただいておりますが、多様な進路希望という中で、第1希望で通信制課程を希望する受験者が増加の傾向にあるというところは、間違いなく傾向として見られるのではないかと考えているところです。その通信制課程の中でも、特に、いわゆる広域通信制と呼ばれる学校を選択していく、そういった受験者層が増加の傾向にある。その傾向は継続していると、そんなとらえ方をしているところです。

下城委員 広域通信制を含めて通信制というのは、私がよく知らない新しい学校なので、どれぐらい中学生の進学希望者の間に知られているものなのか。例えば、有り体に言えば、学費がどれぐらいかかるのか。公立ではない、私学ですね。どれぐらいのものなのかとか、実際に3年で皆さん卒業できているのかとか、その辺はどうなのか。

高校教育課長 広域通信制はいろいろなスタイルがあります。いわゆる、自分の特定の技能を伸ばしていきたいということで、部活動とかそういったところに非常に力を入れている広域通信制もあり、それから学び方を多様化させていくという意味で、大学進学、そういったところもしっかりと支えていくといったタイプの学校もあります。それ以外には、不登校傾向があるお子さんが少人数で学ぶことができる、あるいは学校に行く日数を少し減らして、スクーリングのときだけで学ぶことができる、そういった学び方への配慮、様々なスタイルがあると思っています。ただ、最近は広域通信制の学校が地上波のCMにもかなり宣伝をしてきている、そんな傾向もあって、受験者の中にこういった選択肢があるということは、やはり相当入り込んでいっているという状況にあるかと、そのようなとらえ方をしています。

下城委員 一昔前の不登校対策として、フリースクールというのがたくさん出てきたというのがあるのですが、明らかにそれとはまた違ってきているというか、非常に多様な学び方ができていて、大学進学にもつながっていくということ。とすると、この需要はまだまだ伸びますよね。

高校教育課長 広域通信制にいろいろなスタイルがあると同時に、その教育の質というところにもかなり差があるということで、今現在、文部科学省でも様々な法整備をしながら、教育の質の保障をしっかりと担保していくという動きになっていますので、教育内容としては、今一定の水準を維持した広域通信制の学校が最終的には残っていくということになるかと思っています。

下城委員 県教育委員会、公立学校の役割というの、本当にそういう方面も勘案しながら、

ますますしっかり考えていかなければならないということだと思います。よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

吉田委員　　もう少ししっかりと理解したいと思うので、例えば、公立でも横浜修悠館高等学校などは、この部類に入るのですか。

高校教育課長　　横浜修悠館高等学校は、いわゆる広域通信制というわけではありません。基本的には県立の学校ですので、県内の生徒を対象として入学をしている。広域通信制の場合は、全国から生徒たちが受験することができるというところでは大きく形が違ふ。

吉田委員　　県外、県内を外せば、広域通信制と同じ趣旨ですか。

高校教育課長　　ただ横浜修悠館高等学校においては、比較的、支援が必要な生徒が選択をしてくるという傾向の、通信制の学び方を提供しているというのが現状です。

吉田委員　　私学だったら星槎国際高等学校などですか。

高校教育課長　　はい。

吉田委員　　横浜修悠館高等学校、皆さんご存知ないかもしれないけれど、私は学校医、産業医もやっているところなのですが、やはり3年で卒業ではないものね。4年、5年だし、例えば18歳とか20歳から入学しても構わないという形で、通信制のレポートをやりながら時々参加するという形でやって、それこそそこで大学の試験の公認を取って、大学にチャレンジする、そういったシステムの学校なので聞きました。

河野委員　　今の続きになるのですが、やはり通信制は、広域通信制も含めてのところなのですが、もちろん昨年も増えていて、その前もだと思います。数字は把握していないのですが、今年0.9%とまた少し高くなっているのですが、これはやはりコロナ禍の影響というか、オンライン化がだいぶ市民権を得てきているという部分もあって、0.9%まで上がっているということも考えられるのか、これは推測しかないと思うのですが、少しご意見を伺いたいと思います。そのうちのひとつとしてですが、私の周りの傾向として、親たちにテレワークが定着した、とまでは言い切れないかもしれませんが、非常に効果もあるということが、少し認識が共有されてきていて、何か昔の通信制のイメージとはさらに変わってきたような気が1年間してきたので、何か今年の傾向、去年も増えていますが、今年増えている傾向、背景などがあつたら教えてください。

高校教育課長　　コロナ禍の影響というところが、なかなか我々としても分析しきれない部分があつて、明確に新型コロナウイルス感染症の影響でということ言い切るのは難しいと思つています。ただ、ここ数年増加傾向にはありますが、今年は確かに伸び方が急激

です。そこにおいては、若干そういった影響もある可能性は否定できないというとならえ方はしています。ただ先ほども申し上げたとおり、このところ広域通信制の学校の広報戦略というか、かなりそこを受験者に広く知らせていくという動きが活発化してきていますので、受験者がそういった情報を得やすい状況にはなってきている。そういう意味で希望する生徒が増えてくる、そういう傾向はあるかなというとならえ方をしているところです。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 今、高校教育課長が答えた、実際の広域通信制の学校の広報活動が活発化しているという側面と、一方で中学校における進路指導の段階で、広域通信制が少しずつ増えてきているという中で、何か対応とかに変化があるのかどうか、教えていただけますか。

支援部長 やはりこの数年の傾向として、そういった学校の広報活動という話がありましたが、全国展開的な広報活動以外にも、各中学校へのいろいろな資料の送付ですとか、見学会、説明会にやはり中学校の教員も積極的に参加をして、その情報を子どもたちに伝えると。また、例えば休みがちの傾向のある生徒ですとか、部活動等の関心の高い生徒に対して、そういった学校を個別に伝えていくといった指導は、前よりは充実していると認識しています。

笠原委員 進路指導の中・高連絡協議会などで、そういった対応の難しさとか、今後に向けた見通しとかが共有されたりしているケースというのはあるのですか。

高校教育課長 進路選択の傾向については、当然その場ではある程度議論はされていますが、また実際には、多様な進路選択をある程度保障していくということも一方の趣旨ですので、どちらかを止めるようなことは当然ないわけなので、情報としての共有はしていますが、特段その難しさというところが議論されることは少ないという状況です。

下城委員 よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、報告1については以上とさせていただきます。

次に報告2に移ります。

報告 2 **新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について**
説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」、赤色のイン

デックス、報告2をお開きください。この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は11月9日、11月教育委員会定例会以降の対応についてご報告いたします。

21ページをご覧ください。「サ」をご覧ください。県立学校及び市町村立学校の対応についてです。11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、県教育委員会として、令和3年10月20日付け通知の内容により引き続き対応することとし、同日に「今後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼しました。

「シ」をご覧ください。11月29日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から11月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知しました。

23ページをご覧ください。「サ」をご覧ください。県立社会教育施設の対応についてです。11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、施設の運営にあたっては、日常の感染防止対策に努め、同様の対応を継続して行うこととしました。

「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底し児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施します。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営していきます。

24ページをご覧ください。「参考1」県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況及び31ページの「参考2」県立学校の授業開始時刻等の状況については、12月16日現在において県教育委員会で把握し、まとめたものです。32ページをご覧ください。「参考3」については、先ほど報告した「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」です。また、44ページ「参考4」については「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」です。参考については後ほどご覧いただければと思います。

「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。河野委員。

河野委員

先ほどご紹介いただいたガイドラインなのですが、これはどのように活用されているか教えてもらえますか。非常によく取りまとめてあって分かりやすいと思ったの

で、教えてください。

保健体育課長 11月29日版で発出したこちらのガイドラインですが、これまでこまめに対応として発出していたものを一つのところにまとめ上げて、何か対応に困ったときに引いた形で見られるようにというのが、まとめた一番の趣旨です。また、今回はオミクロン株のことについて、心配な部分も出てきましたので、これまで新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してきましたが、その対応と同じくして徹底を図るということを改めて通知し、これまでの3密を避けるなどといったこと、あるいは不織布マスクが有効であること、そういったことについて改めて示し、学校の安全、安心な感染防止対策に役立てていただくようになっています。

河野委員 そうすると、学校と保護者の皆さんや児童・生徒にも分かるようになっていくということと、ホームページを見れば、クリックすれば、誰でも見られると思ってよろしいですか。

保健体育課長 はい。対応できるようにさせていただいています。

河野委員 是非是非、普及してください。よろしくお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 直接、新型コロナウイルスの感染対策ということよりも、教育課程上の問題で、特に登校時間が時差通学で遅くなっている。例えば、そもそも朝登校できない、なかなか朝起きられなくて登校できないという子どもたちがいるような学校があるのではないですか。そういう中で、子どもたちの生活リズムであるとか、教育課程上の単位の履修とかという辺りで、今、特段何か対応がなされているような事例というのはあるのでしょうか。

高校教育課長 時差通学については、再開して以降ずっと継続してきて、ある意味では生徒たちはその時間に動くというところではリズムが取れるようになってきている、そういった状況と伺っています。特段、時間が遅いことによって生活リズムが大きく崩れて、朝登校することができない生徒が増えたといった傾向についての報告はいただいていないという状況です。

笠原委員 教育課程の部分においては、それぞれ学校長の判断等も含めて、適切に対応していると県教育委員会も把握をしているという理解でよろしいですか。

高校教育課長 そのとおりです。基本的には朝は遅らせていますが、授業時間及び授業時数については通常どおりということで展開しています。

下城委員

他によろしいでしょうか。

それでは、私の方から。今現在、感染者が減っている、激減しているというか、この2か月ほど、生徒も教員の皆さんも0から1桁というところで、これは努力の賜物だと思っています。巷間、オミクロン株がまた新しい波になるのではないかとされている。ただ、まだ見えてこない中で、一つは、なぜここまで減ったのか分からないというのが本当のところなのだろうと思うので、どこまで通常の活動を再開していいのか確信が持てないというのはあるかと思うのです。しかし、もう2年近く学校も生徒を我慢させてきた中で、できることはなるべく再開しようということで、修学旅行やいろいろな行事等、再開されていると思います。そうした中で、一般の人たちは、例えば忘年会を前倒しに今のうちやっってしまう等というようなことも、ニュースなどで聞いています。先生たち、それから生徒たちもですが、年末年始の過ごし方です。これだけ減っている中で、今までのような「全部だめですよ」というのはなかなか言いつらいかと思うのですが、一方で、では全部を開いていいのかと言うと、ややそれも危険だなという気もする中で、何かそういう指導、通達のような「これぐらい慎重であり続けてください」という辺りのところはどうなのでしょう。通達しているのでしょうか。

高校教育課長

毎年、冬季休業等、長期休業の前には、それぞれ長期休業期間の過ごし方について、様々な項目立てをした通知を生徒に配付しています。その中には、一貫してコロナ禍での過ごし方ということについては触れてきていますので、今回もそこを大幅に緩めるといった形の記述にはなっていません。今までどおり、しっかりと感染対策をした上で過ごしていくということについては、改めて徹底していくところですよ。

下城委員

吉田委員に伺った方がいいのかもしれませんが、私の職場でも学部長から「忘年会をするなどと言わないけれど、ただ多人数でということについては慎重であるように」という苦渋のアナウンスがあったばかりです。いかがでしょうか。

吉田委員

それは、すなわち「するな」と言っているのです。いろいろな要因があって、日本ではまだまだそれほど亡くなる方なども、諸外国に比べれば低い。ファクターXとか、いろいろなことが言われているかと思うのですが、基本的にそういった要因もあるかもしれないけれど、やはり日本人のエチケットとしては素晴らしいものがあって、今、忘年会等々、少し緩和されたと言っても、原則的に、何となく暗黙のうちに4人以内ですよ。そういった形でマスク会食的なことはきちんとやるし、あまり夜遅くまで酔い過ぎて大声にならないように、そういったエチケットをきちんと守っているかと思うので、それを思った形で、やはり子どもたちにも何かしらのことを伝えていかなければいけない。大人たちは見本となっているので「大人たちがあんなことをやっているのに、自分たちだけ」というふうには思われないうにしなければいけないと思っていますので。

話しつつに、オミクロン株、やはり心配になってきました。確かにこれがだんだんだんだん増えてきて、場合によってはデルタ株からオミクロン株に変わっていく可

能性もある。例えば、県の医師会、病院協会に対しては、国の方から「第6波に備えてベッド数をもっと増やせ、対応するのは2割ぐらい増してやっていけ、それに協力しないところは名前を公表する」ぐらいの形であるのですが、神奈川県知事としては、少なくとも医師会、病院協会と信頼関係に立脚した上で「そんな命令しなくたってお互いで考えながらやっていく」というような形で進めて、非常に円滑にしているかと思います。おそらく、ここから先は私の勝手な、個人的な予想かもしれませんが、ある意味でオミクロン株というのは、感染性はやはりそこそこ強い。だけど、重症度という点に関してはそれほどではないのではないか。それはもうウイルス独自の問題もそうかもしれないけれど、2回、ほとんどワクチンが終わっている、そして3回目になっていこうとする、その段階にある。そして、これから先、日本独自のワクチンが開発されたり、あるいは経口の薬なども出てきたりするので、少しいい方向に向かっていくのではないかなど、そんなふうにし少し思っているところなので、引き続き、だから何でもやっていいというわけではなくて、ここで我慢して収束方向へ向けていると、よりウイルスの絶対数は少ない方がありがたいので、その辺りに向けてやっていくのではないかと思います。また、ありがたいことにインフルエンザも広がる、広がると言った割には、広がらないですものね。インフルエンザワクチンも足りない、足りないとしていた割には、案外そういった形で充足しつつあるし、ワクチンも国産が出てくると非常に充足してくるので、もうひと頑張り、もうひと頑張りに向けてやっていただきたいと思います。

笠原委員

実はここしばらく、大学生から「今日はちょっと心の調子がよくないので、休ませてほしい」とか、そういうメールが頻繁に入ってくるようになったのです。大学生だから自分自身の気持ちみたいなものを、それなりに意識して、発信できていると思うのですが、高校生も、それから小・中学生も含めて、私たち大人にはやはり目に見えない部分でいろいろなストレスを感じたり、思い悩んでいる部分が多分にあるように思います。こちらができるのはそのメールに対して「大丈夫だよ」ということしか言ってあげられないのです。冬休みに入るということもあるので、今までも県教育委員会としては発出文書の中で、休み中の対応も含めて対応しているとは思っていますが、是非そういった部分に関しても、気を抜くことなく継続して、手厚くやっていただけたらと思います。

吉田委員

もう一言だけ追加して、先ほどのベッド数に関してですが、これまでは、新しい感染者で計算していたではないですか。何人になったからいくつ増やさなければいけないという形で。だから、先ほど言ったような重症化レベルのことを考えれば、新しく発症した患者数ではなくて、それぞれの重症者数によってベッドコントロールをしていこうかという時代になってきたので、そういう点からも少し安心なのかなと思う。

笠原委員の、大学生のいろいろな話などを聞いていて思いついたのですが、ミーハー的で申し訳ないけれど、神田沙也加さんでしたか、まだはっきりした形ではないのかもしれないけれど、亡くなられて、大体そのニュースの後に、こころの相談の電話番号が必ず出るではないですか。何となく見ていると、なぜそんなものが出るのだと

お思いになるかもしれませんが、自殺は伝染する、必ず移るのだというふうな思いから言えば、この時代に、やはり高校生に対しても、この休みの間にそういったところの配慮というのはどこかしら行っておく必要があるかと思う。数年前などにはX JAPANのhideが亡くなったときに、やはりその後しばらく続いたとかという、あるいはそういったことがあるので、やはり頭の隅に置いて、新型コロナウイルスだけではなく、そういった心の問題的な形、ステイホームが続いて、保護者との適切な距離がとれなくなって逆に揉めたりとか、いろいろなことがあったりもするので、そういった配慮などもしていただければと思います。

下城委員 少し付け加えます。神田沙也加さんですが、「アナと雪の女王」というディズニーアニメーションの大変な大ヒット作を歌われていたということがあるので、小さい世代には相当インパクトがあったと思っています。

教育長 基本的な対策を徹底する。その下で可能な限りの教育活動は実施するというのが、今の時期なのかなと。ですから、今度の冬季休業中も、そういったことを踏まえた上で、また委員の皆様方にいただいたご意見等を踏まえさせていただいて、通知をしていきたいと。もう一つは、やはりまだ保護者の皆様や生徒の中に不安感が、特にオミクロン株ですとか、第6波の懸念ということが言われておりますので、まだ不安感はある。やはりそこにちゃんと寄り添った形でやっていきたいと思っております。これで、年明け等の状況を見ながら、その次どうしていくのか、受検にも入っていきますので、その辺はしっかりと対策をとっていきたいと思っております。

下城委員 よろしいでしょうか。それでは他になれば、報告2はこれで終わりたいと思います。
それでは報告3に移りたいと思います。

報告3 県指定天然記念物及び名勝について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長 それでは、赤のインデックス、報告3「県指定天然記念物及び名勝について」ご説明させていただきます。本件は、かねてより教育委員会にてご報告等させていただいております、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更の件でございます。

「1 経緯」の二つ目の○(丸)に記載のとおり、事業者は許可条件に基づき、第2回目のモニタリング調査を10月19日から20日に実施し、12月3日に調査報告書が横須賀市教育委員会を通じて県教育委員会へ提出されたことから、今回その結果等について報告するものです。

「2 第2回モニタリング調査」をご覧ください。「(1) 調査内容」に記載のとおり、事業者は10月19日から20日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、①の水質調査から⑥の海底地形調査までの6項目について調査を行いました。

続いて「(2) 調査結果」をご覧ください。こちらは、調査結果報告書の概要をまとめたものです。まず「ア 水質環境」については、調査地点での差異は多少みられたものの、10項目中の1項目の溶存酸素量を除いて環境基準値を満たしていました。溶存酸素量については、前回結果と同様に、環境基準値を満たしていませんでしたが、水産用水基準は満たしていました。「イ 底質環境」については、調査地点での差異は多少みられたものの、7項目中の1項目の硫化物を除いて環境基準値を満たしていました。硫化物については、前回結果と異なり環境基準値を満たしていませんでしたが、これは季節変動の影響であって、春から夏に発生した植物プランクトンの堆積に伴う底質中の有機物の増加等によるものと考えられるとされております。2ページ、「ウ 生物環境」については、前回調査と比較して、大型海藻の減少がみられましたが、これは夏枯れ等の一般的な季節変動によるものと考えられること、また、小型海藻は十分に生育していること、各海域で魚類も多く確認されたことから、海域環境としては悪化していないと判断されるということです。「エ 海底地形環境」については、前回調査と概ね同様の結果で、水深3m以深であったということです。

続いて「3」ですが、以上の調査結果の内容等について、専門の見地から助言を得ることを目的に、12月8日にモニタリング調査報告検討委員会を開催しました。検討委員会では協議の結果、(1)のアからウのことが確認されました。「ア」前回調査と比較すると、一部項目の数値に変動が見られるが、いずれも有機物の増加や夏枯れ等の季節的影響等によるものと思われる。「イ」それ以外は、前回データとほぼ同様であり、今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。「ウ」ただし、今回多少の立ち枯れが見られた海藻の状況や浚渫された消波堤内側の底質調査の各種数値について、今後の経過を注視していく必要がある。以上の3点です。

「4 今後の予定」ですが、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、事業者は年間4回のモニタリング調査を3年間継続して実施します。なお、3回目の調査については、令和4年1月の実施を予定しております。また、継続するモニタリング調査の結果、当該文化財の保存に相当程度の支障となると認められる場合、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な正措置を行うよう要請を行っていきます。

最後に「5 その他」ですが、記載のとおり、当該文化財の保存に係る情報の共有を図ることを目的に、県教育委員会、横須賀市教育委員会、県・市の水産部局及び事業者を構成員として、10月1日に県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る縣市等連絡会議を設置しました。そして、11月26日に第1回連絡会議を開催し、第1回モニタリング調査結果等について情報共有を行いました。今後については、モニタリング調査の実施時期にあわせ、原則年4回開催する予定です。

報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしい
でしょうか。
 年4回予定の第2回目ということですね。

文化遺産課長 そのとおりです。

下城委員 引き続き、よろしくお願いいたします。それでは、これで報告3を終わりたいと思
います。
 では次に、日程第1の定教第44号議案に移りたいと思います。
 ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定に
より、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務
室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長を指定します。

(10時39分非公開の会議に入り、11時13分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたしま
す。

令和3年12月21日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第44号議案

- ・ 行政課長からの説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第45号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第46号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。